

3 地理的表示

(一) 登録生産者団体の構成員たる生産業者及び当該生産業者から農林水産物を直接又は間接に譲り受けた者は、その農林水産物等が登録に係る特定農林水産物等であるときは、当該特定農林水産物等又はその包装等に地理的表示を付することができることとした。(第三条第一項関係)

(二) 何人も、(一)の場合等を除き、特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等若しくはこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はこれらの包装等に地理的表示又はこれに類似する表示を付してはならないこととした。(第三条第二項関係)

4 登録標準
(一) 登録生産者団体の構成員たる生産業者及び当該生産業者から農林水産物を直接又は間接に譲り受けた者は、特定農林水産物等又はその包装等に地理的表示を付する場合には、当該特定農林水産物等又はその包装等に登録標準を付さなければならぬこととした。(第四条第一項関係)

(二) 何人も、(一)の場合を除き、農林水産物等又はその包装等に登録標準又はこれに類似する標準を付してはならないこととした。(第四条第二項関係)

5 措置命令
農林水産大臣は、3又は4に違反した者に対し、地理的表示若しくはこれに類似する表示又は登録標準若しくはこれに類似する標準の除去又は抹消を命ずること等ができることとした。(第五条関係)

6 登録等
(一) 生産行程管理業務を行う生産者団体は、明細書を作成した農林水産物等が特定農林水産物等であるときは、農林水産大臣の登録を受けることができることとした。(第六条及び第七條関係)

7 農林水産大臣は、公示の期間が満了したときは、登録を拒否しなければならない場合に該当するかどうかについて、学識経験者の意見を聴かなければならないこととした。(第一条関係)

8 登録の実施及び登録の拒否
(一) 農林水産大臣は、登録の申請があった場合において6の(二)及び7の手続を終えたときは、登録を拒否する場合を除き、登録をしなければならないこととした。(第二条関係)

(二) 農林水産大臣は、生産行程管理業務の方法が農林水産省令で定める基準に適合していない、申請に係る農林水産物等が特定農林水産物等でない等の場合には、登録を拒否しなければならないこととした。(第三条関係)

9 措置命令
農林水産大臣は、登録生産者団体の構成員たる生産業者が、3若しくは4に違反し、又は5による命令に違反した等の場合は、登録生産者団体に対し、明細書又は生産行程管理業務規程の変更等の必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。(第二条関係)

10 登録の取消し
農林水産大臣は、登録生産者団体が生産者団体に該当しなくなったとき等の場合には、登録の全部又は一部を取り消すことができることとした。(第二条関係)

11 農林水産大臣に対する申出
何人も、3又は4に違反する事実があると思料する場合には、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができることとした。(第二条関係)

12 施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(法律第八五号)(環境省)

1 この法律は、入域料をその経費に充てて実施する事業又は自然環境トラスト活動を促進する事業を通じて自然環境を保全し、及びその持続可能な利用を推進することの重要性に鑑み、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し、基本方針の策定、地域計画の作成等について定めることにより、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もって地域社会の健全な発展に資することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 定義
(一) この法律において、「地域自然環境保全等事業」とは、都道府県又は市町村が、国立公園、国定公園等の自然の風景地、記念物に係る名勝地その他の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、当該地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であつて、当該事業を実施する区域内への立入りについて、当該区域内に立ち入る者から收受する料金をその経費に充てるものをいうこととした。(第二条第一項関係)

(二) この法律において、自然環境トラスト活動とは、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれらに準ずる者として環境省令・文部科学省令で定めるもの(以下、「一般社団法人等」という。)(又は都道府県若しくは市町村が行う次に掲げる活動をいうこととした。(第二条第二項関係)

(1) 自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として(一)の地域内の土地を取得すること。

(2) (1)に掲げるもののほか、(一)の地域内の土地に係る活動であつて自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的とするものとして環境省令・文部科学省令で定めるもの。

(三) この法律において「地域自然資産区域」とは、地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環境トラスト活動が促進事業に係る自然環境トラスト活動が行われる区域をいうこととした。(第二条第四項関係)

3 基本方針
環境大臣及び文部科学大臣は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針を定めなければならないこととした。(第三条関係)

4 地域計画の作成等
都道府県又は市町村は、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の区域に係る地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する計画を作成することができることとし、一般社団法人等は、都道府県又は市町村に対し、当該計画の案の作成についての提案をすることができること及び当該計画に記載する事項に自然公園法等の許可に係る行為が含まれる場合には、環境大臣又は都道府県知事に協議しその同意を得なければならないこととした。(第四条関係)

5 協議会
都道府県又は市町村は、地域計画の作成に関する協議等を行うための協議会を組織することができることとした。(第五条関係)

6 自然公園法等の特例
都道府県等が国立公園等の区域内において地域計画に従つて行う行為については、自然公園法第二〇条第三項の許可があつたものとみなす等の特例を設けることとした。(第六条、第九条関係)

7 自然環境トラスト活動基金
都道府県及び市町村は、自然環境トラスト活動促進事業等に充てる経費の全部又は一部を支持するため、地方自治法第二四一条の基金として、自然環境トラスト活動基金を設けることができることとした。(第一〇条関係)

8 その他
(一) 国は、地域計画を作成しようとする都道府県及び市町村に対し、当該地域計画の作成に ついて、必要な助言、財政上の措置その他の措置を講ずる等の援助を行うよう努めるものとする(第一一条関係)